

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	湊6区 (湊6区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理、農業用施設の整備、水田の畑地化、飼料用作物の栽培である。地域内で主に栽培している作物は米である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農業収入の低下、新たな担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、機械等の共同利用が進まないこと、農業用機械の購入ができないこと、新技術導入のための知識不足が挙げられる。その他挙げられる課題として高齢化により継続困難な農地や農家が増加していることである。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは後継者不足、米価の低下による意欲の低下、農業資材の高騰、米以外の栽培ができていないことである。
主な作物:米

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積すること、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ること、地域の良いところを積極的に情報発信し、移住促進を行うことを目指す。その他、後継者の育成に取り組む予定である。また地域の所得向上に向け、企業による農業参入に取り組みたいと考えている。また、新規作物の導入として麦栽培を以前検討したが、農機具の確保や組合員の高齢化で断念した経緯がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中山間組織や営農組合の構成員を中心となる経営体として位置づけている。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、一部の段々畑状の水田の拡張に努める。また、今後は営農組合の構成員に農地を集積し、低コスト化を図りながら耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・高齢により耕作出来なくなった水田を貸し付けたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、水路等を随時補修している。また、風水害等で被害を受けた協定農用地に対して個人負担金の補助を行っている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①罟の設置、柵の補修や点検を行っている。
⑦各地区担当者含めて、定期的に管理できているか確認作業をしている。
⑧倉庫・農機具の管理等。
⑨水田の畑地化、飼料用作物。